

事務連絡
令和2年3月3日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））における高機能化整備事業等及び私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）で整備した通信設備を取り壊す際の財産処分の取扱いについて

令和元年度補正予算において、「GIGA スクール構想の実現」に向けて、児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する ICT 環境整備が予算措置されました。各自治体において、「GIGA スクール構想の実現」に向けた整備を円滑に進めていただくため、「GIGA スクール構想の実現」に向けた私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の実施に当たっては、過去に私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立高等学校等施設高機能化整備費））における高機能化整備事業等及び私立大学等研究設備整備費等補助金（私立高等学校等 I C T 教育設備整備推進事業費）で整備した通信設備（以下「LAN 等」という。）を取り壊す際の財産処分の取扱いについては、下記のとおりとします。

については、このことについて、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の私立学校を設置する学校法人等に対して周知するとともに、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、今後、下記取扱いについて、「文部科学省所管の私立学校関係の補助金に係る財産処分承認基準について（依頼）」（平成29年10月31日付け29文科高第683号。以下「通知」という。）を改正し、改めて周知する予定であることを申し添えます。

記

- ・「GIGA スクール構想の実現」に向けた私立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る交付決定に伴い LAN 等を取り壊す際、通知別添の承認基準別紙2の財産処分報告書を提出した場合には、文部科学大臣の承認があったものとみなす。
- ・本取扱いについては、今後、通知別紙4（1）報告事項の1つとして新たに位置付けることとする。

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

(私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化整備費)に関すること)

助成第二係 TEL : 03-6734-2774

(私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校等 ICT教育設備整備推進事業費)に関すること)

助成第四係 TEL : 03-6734-2547